

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から50年3月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで

申立期間①については、亡くなった父親が国民年金の加入手続を行っており、昭和50年度の初め頃に父親から「保険料を納付しておいた。これからは自分で納付するように。」と言われた。それで、20歳からの国民年金保険料が納付されていたと思っていたので、申立期間①を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

申立期間②については、結婚後夫婦一緒に国民年金保険料を納付しており、妻は申立期間②を含む昭和58年度及び59年度の保険料が未納とされていたが、年金事務所で納付済みと訂正してくれた。私の申立期間②についても国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と比較的短期間である上、申立期間②の前後の期間において、国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無いなど、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、婚姻後の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によれば、昭和58年度及び59年度を除く期間の夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できる。

さらに、婚姻後は申立期間②以外に未納は無く、申立人の妻の保険料も

申立期間②については納付済みと記録されている上、60歳到達月の1か月を除いて保険料の未納は無いことから、申立人及びその妻は国民年金に対する意識が高かったと考えられる。

加えて、オンライン記録によれば、昭和60年11月8日に国民年金保険料の過年度納付書が発行されたことが確認できることから、国民年金に対する意識の高い申立人が、過年度納付書を受け取りながら保険料を納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、国民年金保険料は未納と記録されている上、同名簿には、「47から国保も未納、48.9.7 調査依頼」の記載があることから、少なくとも昭和48年9月7日の時点までは、国民健康保険料と共に国民年金保険料も未納であった状況がうかがえる。

また、前記名簿によれば、昭和50年度の保険料が昭和50年12月31日にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人は51年3月の婚姻前に自身で保険料を納付した記憶が無いと述べていることを考え合わせると、申立人の父親は、申立人の婚姻前に50年度の保険料を一括納付し、そのことをもって、「納付しておいた。」と話した可能性も否定できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月20日に払い出されていることが確認できるものの、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親は既に死亡しており事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である上、父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月  
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間当時の私の国民年金保険料は父親が納付してくれていたが、昭和 55 年 3 月に農業者年金に加入した以降の期間は付加保険料も合わせて納付していたはずであり、各申立期間について、定額保険料のみの納付記録となっていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

独立行政法人農業者年金基金は、申立人の農業者年金加入期間について、昭和 55 年 3 月 29 日から平成 23 年 12 月 25 日までとしており、申立人は、申立期間①及び②において、継続して農業者年金に加入していることが確認できる。

また、農業者年金加入者は、国民年金の定額保険料に加え、付加保険料も納付しなければならないこととされているところ、オンライン記録によると、申立人の付加加入記録は、強制加入者として、昭和 55 年 3 月から平成 23 年 11 月までであることから、申立人は、申立期間①及び②において、付加保険料を納付する者として継続して加入していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、昭和 46 年 1 月 1 日に農業者年金該当者として付加保険料を納付する者となっており、オンライン記録により、申立人の父親の国民年金被保険者期間において、定額保険料及び付加保険料の未納は無いことが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者期間において定額保険料は全て納付済みとなっており、農業者年金加入期間における付加保険料は、申立期間①及び②を除き、全て納付済みとなっていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の父親が、申立人が付加保険料を納付する者となった申立期間①の付加保険料を未納としたまま、当該期間直後の昭和 55 年度分の付加保険料を納付することは考え難い。

その上、A市は、申立期間当時のB町では、付加保険料を納付する者に対して、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した当該年度分の納付書を発行していたとしていることから、申立期間②について、定額保険料のみの納付記録となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、各申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和48年4月1日から同年7月31日まで株式会社A（現在は、B株式会社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

私が持っている厚生年金保険被保険者証には、昭和48年4月1日に資格を取得したとの記載があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された株式会社Aに係る申立人の入社承諾書、退職願、並びに上司及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証及び国が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の資格取得日が昭和48年4月1日と記載されていることから、事業主は、申立人が同日に資格取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、申立人が株式会社Aに同期で入社したとする同僚と連番で払い出されていることが確認できるところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚の整理番号に続く番号が欠番となってお

り、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出し及び同原票整理番号の付番の状況から、欠番となっている整理番号は、申立人に付番されるべき番号であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、株式会社Aの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が何らかの事情により欠落したものと考えられることから、事業主は、申立人が昭和48年4月1日に被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおいて、申立人と仕事内容が類似している同僚の標準報酬月額から推認して4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和48年1月26日、資格喪失日に係る記録を同年4月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月26日から同年4月3日まで  
年金記録を確認したところ、船員手帳に記載されている昭和48年1月26日から同年4月3日までの雇入期間について、船員保険の加入記録が無かった。

申立期間当時、A株式会社が所有する船舶Bに操機手として乗り組み、給与から船員保険料が控除されていたと思われるので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳によれば、申立人は、申立期間にA株式会社の所有する船舶Bに操機手として雇い入れられたことが確認できる。

また、上記船員手帳の記載から、申立人は、申立期間前の昭和46年3月12日から同年12月10日までの期間及び47年1月29日から同年12月13日までの期間においても当該事業所に雇い入れられ、当該船舶に乗り組んでいることが確認できるところ、同事業所の船員保険被保険者名簿によれば、これらの期間を含む44年2月10日から47年12月14日までの期間が船員保険の加入期間となっている。

さらに、申立人が、申立期間に当該船舶に乗り組んでいたとして名前を挙げた同僚4名及び船員手帳に記載されている船長は、上記船員保険被保



険者名簿により、いずれも申立期間に当該事業所において船員保険に加入していることが確認できる。

加えて、上記船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であった複数の同僚は、同名簿における申立期間当時の被保険者数とほぼ合致する人数の乗組員が当該船舶に乗り組んでいたと述べている上、乗船とともに船員保険に加入したとも述べていることから、当該事業主は申立期間当時、全ての乗組員を船員保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を当該事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の船員保険被保険者名簿における申立人に係る申立期間直近の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、同事業所の登記簿謄本は見当たらず、連絡先も不明であることから、これを確認することはできない。

しかしながら、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年3月まで

私は、婚姻を契機に国民年金へ加入しようと思い、A市B支所に出向いたが、過去の未納保険料を納付しないと加入できないと言われたため、後日再び出向き、過去5年分の保険料を納付し、国民年金に加入した。

領収書は処分したため無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃にA市B支所で国民年金の加入手続を行い、併せて未納とされた過去5年分の国民年金保険料を同支所で納付したと述べているが、戸籍の附票によれば、申立人が加入手続を行ったとする時点で、申立人はC市（現在は、A市D区）に居住していたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、48年3月7日にC市で払い出されていることが確認できることから、この頃、C市で国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は加入手続と併せて未納とされた過去5年分の国民年金保険料をB支所で納付したと述べているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、昭和45年12月以前の保険料は時効により納付することができない上、46年1月以降の保険料は過年度納付となることから、市町村役場で納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は国民年金保険料が未納とされている上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の妻の記録も未納とされている。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情

は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年5月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年5月まで  
② 平成6年8月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料は、A町の実家に未納通知書が届き父親がまとめて納付した。

申立期間当時、私はB市C区に住んでいたが、住民登録はA町の実家のままであった。

次兄の国民年金保険料も父親が納付していたが、申立期間の次兄の保険料は納付済みとされている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によれば、申立人は平成8年3月5日にA町からB市へ住所変更していることが確認できることから、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得日（平成5年7月2日）、喪失日（平成6年6月27日）、再取得日（平成6年8月11日）、喪失日（平成6年12月1日）、再々取得日（平成8年2月16日）の入力処理が8年3月6日にまとめて行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、B市への転入手続時に初めて行われたものと考えられる。このため、加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその父親は、「息子がB市在住時に、A町の実家宛てに未納であった申立期間の国民年

金保険料の納付書が送られてきたのでまとめて納付した。」旨述べているが、納付書や未納通知書等の国民年金に係る通知は、住民登録地であるB市の申立人に対して送付されることとなることから、当時、A町の実家に申立期間に係る納付書が送付されることはなかったものと考えられる。なお、戸籍の附票によれば、申立人は、平成9年6月にB市からA町の実家に転居しているが、この時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から51年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が納付されていないことを知って、平成2年の冬にA社会保険事務所（当時）の窓口で12万円から13万円ぐらいをまとめて納付した。また、この時に年金手帳を1冊にまとめてもらったことを覚えている。

申立期間が未加入期間とされていることは納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年の冬にA社会保険事務所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているものの、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間は未加入期間として取り扱われているほか、申立期間に係る保険料は、申立人が納付したと主張する時点では時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間に係る保険料を納付したとする時期は、申立人はB市に住民登録していることから、管轄事務所ではないA社会保険事務所が申立人の申立期間に係る保険料を収納したとは考え難い。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、平成4年4月にA社会保険事務所において、重複していた厚生年金保険被保険者手帳記号番号の統合及び年金手帳の再発行の手続きを行い、2年9月から3年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、この期間の保険料の納付をもって、申立期間の保険料を納付したものと記憶している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間当時、学生だったために国民年金に加入していなかったが、その後、年金加入期間に空白が生じないよう国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、20 歳まで遡った分をまとめて納付したはずであり、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 55 年 9 月 12 日頃に国民年金の加入手続を行い、一旦は 20 歳まで遡って強制加入被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、国民年金の加入手続が行われた直後の昭和 55 年 11 月に、国民年金被保険者資格取得年月日が 54 年\*月\*日から同年 4 月 1 日に訂正されている上、申立期間の保険料に関する記録欄に「この月以前納付不要」の印字があること等を踏まえると、加入手続直後の時点において、申立人が学生として任意加入対象期間であったことが確認されたことにより、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、加入手続後、交付された納付書により、まとめて納付したと主張しているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの分を同年 9 月 18 日に過年度保険料として納付し、同年 4 月から同年 6



月までの分を同年9月30日に現年度保険料として納付していることが確認できるが、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記録は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年12月まで  
私の父親は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたことはうかがわれないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和44年11月にA市へ住所を異動したとしているが、A市において申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人が国民年金の被保険者とされていた記録は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月頃から20年3月頃まで

A学校（現在は、B学校）在学中に、学徒動員としてC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A学校在学中にC株式会社に勤務したとしているが、厚生年金保険法が女子に適用されたのは、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）制定後の昭和19年6月1日（厚生年金保険料の徴収は、昭和19年10月1日）からであることから、申立人は、申立期間のうち、同日前の期間は厚生年金保険の被保険者とはなり得ない。

また、B学校は、A学校に係る資料は保管されていないため、申立人の在学期間及び学徒動員に係る取扱い等は不明としており、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、D株式会社は、申立期間当時の資料は、空襲による社屋焼失のため現存していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、C株式会社において、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会を行ったところ、回答のあった7人は、申立人を記憶していないとしている上、学生に対する厚生年金保険加入の取扱いは承知していないとしていることから、申立期間当時の当該事業所における学生の厚生年金保険加入の取扱い等について確認することができない。

その上、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭

和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は見当たらない。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月から 45 年 4 月まで  
② 昭和 53 年 8 月から 60 年 2 月まで

申立期間①については、A 県 B 市 C 地区に所在し D 社の下請であった「E」名称の事業所、F 市 G 地区に所在した H 業種の「I」名称の事業所及び F 市に所在した「J」名称の事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が見当たらないと回答があった。これらの事業所についてどの順番で勤めたのか覚えていないが、勤務したのは間違いないので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、K 県 L 市に所在する「M」名称の事業所に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社 J が保管している申立人に係る履歴書によると、申立人が申立期間頃に「E」と類似する「N」名称の事業所、H 業種であり、「I」と類似する「O」名称の事業所及び株式会社 J に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、「N」名称の事業所については、申立期間①において A 県 B 市 C 地区に所在し、厚生年金保険の適用事業所であった「N」及び「E」名称の事業所を調査したところ、「N」という名称を含む P 事業所が 1 社確認できるが、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間①において A 県内に所在し、厚生年金保険の適用事業所であった「N」及び「E」名称の事業所を調査したところ、P 事業所を除

いて 14 社確認できるが、各事業所に係る事業所別被保険者名簿又はオンライン記録に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の「N」及び「E」名称の事業所に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、申立人は、当該事業所の所在地や同僚の氏名について明瞭な記憶が無いことから、同事業所の詳細及び申立人の勤務実態を確認することができない。

「I」名称の事業所については、商業登記簿によると、所在地及び目的等が申立人の主張と一致し、「I」という名称を含む株式会社Qが1社確認できるが、事業所記号順索引簿及びオンライン記録からは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であることの確認ができない。

また、A県内に所在し、「O」の名称で申立期間①に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は2社確認できるが、いずれもR業種の会社である上、当該事業所に係るオンライン記録を調査しても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の「I」名称の事業所に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、申立人は当該事業所の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

株式会社Jについては、当該事業所は、申立人は昭和 45 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで同事業所に勤務していたと回答している。

しかしながら、株式会社Jは、申立期間①当時は、入社後 3 か月間は試用期間であったため、申立人は社会保険に加入していないと回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらず健康保険証の番号に欠番も無い。

また、申立人の株式会社Jに係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、申立人は、当該事業所の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、雇用保険被保険者台帳によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 56 年 10 月 8 日から 59 年 8 月 31 日までK県L市に所在するM株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、M株式会社の元代表取締役は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の控除は行っていないと回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査しても、申立人の氏名は見当たらず整理番号に欠番も無い。

また、M株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録がある者のうち住所不明の者及び死亡した者を除く 5 名に照会したところ、回答があった 3 名のうち 1 名は、「厚生年金保険の加入は、従業員の仕事内容により違っていた。」と回答している。

さらに、ほかの1名は、「申立人と一緒に入社し、申立人と同じ仕事をしていた従業員がいた。」と回答しているため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を調査したが、当該従業員の氏名は見当たらないことから、当該事業所は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

そのほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。